



松街都景審第4号
令和6年2月15日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市景観審議会

会長 池邊 このみ



令和5年度松戸市景観条例第17条第1項に基づく調査審議

事項について（答申）

松戸市景観条例第17条第1項の規定に基づき、令和5年7月5日付け松街都第102号をもって諮問のありました標記の件については、調査審議の結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 松戸市景観条例第17条第1項第6号に基づく景観表彰に関すること
別紙1のとおり
- 2 松戸市景観条例第17条第1項第7号に基づく本市における良好な
景観の形成に係る事項に関すること
別紙2のとおり

松戸市景観条例第17条第1項第6号に基づく景観表彰に関するこ
とについて、以下のとおり答申します。

「松戸市景観表彰」の選考結果は、下記のとおりです。

記

1 表彰対象者及び景観賞の区分

部 門	景 観 賞 区 分	名 称	表 彰 対 象 者
建築物部門 (景観法に基 づく届出のあ ったもの)	大賞		該当なし
	優秀賞		オーベル松戸ヒルズ
	景観奨励賞	千葉トヨタ自動車 株式会社 松飛台店	千葉トヨタ自動車 株式会社
		小金西グレース こども園	社会福祉法人 にじの会

2 理由

大賞

良好な景観の形成に寄与しており、景観的に特に優れているため

優秀賞

良好な景観の形成に寄与しており、景観的に優れているため

景観奨励賞

良好な景観の形成に寄与しており、大賞及び優秀賞に次いで、景観

的な取組みや形態意匠に優れた部分が認められるため

松戸市景観条例第17条第1項第7号に基づく本市における良好な景観の形成に係る事項に関することについて、「松戸駅周辺地区屋外広告物景観ガイドライン」の運用に向けて、令和5年度に検討を行った結果について、下記のとおり答申します。

記

1. 「景観形成重点地区」について

景観計画区域において、地区の特性に応じた、よりきめ細やかな景観を形成するため、重点的に景観誘導に取り組むべき地区を「景観形成重点地区」とし、景観条例及び景観計画において定めるため、令和6年度以降も検討を行い、現行の規定に基づく「景観形成推進地区」とは別に、地区指定ができる枠組みを新たに設けるものとする。

なお、景観形成重点地区の指定方針及び候補地区の選定については、次年度以降の検討事項とする。

2. 松戸駅周辺地区の景観誘導について

「松戸駅周辺地区屋外広告物景観ガイドライン」の対象範囲を、景観条例に基づく「景観形成重点地区」として指定することを見据えて、当該地区は、にぎわいの中にも秩序や品格のある、良好な商業地景観を形成するため、屋外広告物を主眼において景観誘導を行う、「松戸駅周辺景観形成重点地区」としてとりまとめた。

今後は、地元関係者からの意見等も踏まえて、「松戸駅周辺景観形成重点地区」の指定のための検討を進める。

なお、ガイドラインについては、今後、周知及び運用のために活用されることを想定し、より充実した内容となるよう、景観条例の改正及び景観計画改定を踏まえて改訂を行う。